

会津総合運動公園広告表示要領

(目的)

第1条 この要領は、会津若松市広告掲載等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、会津若松市（以下「市」という。）が設置し、指定管理者に管理を委託している会津総合運動公園内の施設への広告の表示について必要な事項を定めるものとする。

(広告の表示施設及び位置)

第2条 広告の表示施設は、会津総合運動公園内のあいづ球場（以下「野球場」という。）、あいづ総合体育館（以下「体育館」という。）及びあいづ陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）とし、表示位置は別添図面の区画等とする。

2 広告は常設とし、次の各号に規定する区画に限り表示できるものとする。

(1) 野球場の区画については、外野ラバーフェンス18箇所、寸法は横7m、縦0.9mとし、内野ラバーフェンス20箇所、寸法は横4m、縦2mとする。

(2) 体育館の区画については、メインアリーナ3階南北壁面各4箇所、寸法は横5m、縦2mとし、メインアリーナ3階東西壁面各4箇所、寸法は横5m、縦1.5mとする。

(3) 陸上競技場の区画については、北側外周観客フェンス20箇所、寸法は横3m、縦0.7mとする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、市のホームページ等により随時、公募する。

(広告の申込、許可)

第4条 広告の申込を希望する者は、会津総合運動公園広告申込書を市に提出するものとする。

2 申込は1区画以上の単位とし、また、2区画以上連続しての申込も可能とする。

3 第1項に規定する申込書の提出があったとき、市は、要綱及び要領に基づき審査するものとする。

4 前項に規定する審査の結果、広告の設置を認めたときは、会津総合運動公園広告設置決定通知書を市は、申込者に通知するものとする。

5 許可期間については、許可日から同年度の3月31日までとする。ただし、許可期間満了の30日前までに、広告主から別段の意思表示がないときは、許可期間はさらに1年間更新されるものとする。

6 申込者の申込に対し、要綱に定める会津若松市広告審査委員会で審査され、不許可とされた場合には、その旨及びその理由を記載した書面を市は、申込者に通知するものとする。

(広告料)

第5条 広告料は、1区画あたり下記のとおりとする。

| 区 画 | 料 金 (1区画・1年間・税抜) |
|-------------------------------------|---------------------|
| 野球場外野ラバーフェンス（横7m、縦0.9m【面積6.3㎡】） | 137,000円 |
| 野球場内野ラバーフェンス（横4m、縦2m【面積8㎡】） | 174,000円 |
| 体育館メインアリーナ3階南北壁面（横5m、縦2m【面積10㎡】） | 72,000円 |
| 体育館メインアリーナ3階東西壁面（横5m、縦1.5m【面積7.5㎡】） | 54,000円 |
| 陸上競技場北側外周観客フェンス（横3m、縦0.7m【面積2.1㎡】） | 45,000円 |

2 市は、広告料を毎年4月1日を基準日として1年分を一括して請求し、広告主は指定する日までに納入通知書にて納入しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、年度途中において広告の許可を受けたときの当該年度の広告料は、広告の設置日の属する月から月割によって算定した額とする。なお、許可日から30日を経過した日の属する月からは、広告主が広告看板の設置を完了していない場合であっても、広告料は

生じるものとする。

(広告の製作及び設置)

第6条 広告の製作及び設置は、広告主自らが発注し、費用を負担するものとする。

2 広告の設置の作業は、広告主が市及び指定管理者と協議し、施設の運営等に支障をきたさないように実施すること。

3 広告は、次の各号全てに該当するものでなければならない。

- (1) 太陽光や照明に反射するものでないこと。
- (2) 観客及び大会等関係者の安全を阻害するものでないこと。
- (3) 大会等の運営に支障となるものでないこと。
- (4) 景観等との調和を著しく損なうものでないこと。
- (5) 価格等の、変動が頻繁にあるものは掲載しないこと。

4 野球場の外野及び内野ラバーフェンスの広告は、第3項の条件に加え次の各号全てに該当するものでなければならない。

- (1) 設置や表示方法については市と協議し、認められたものとする。
- (2) 着色は白色又はクリーム色に限る。

5 広告の設置は、許可日より30日以内に設置することを原則とする。

(広告の維持管理等)

第7条 広告の維持管理に係る作業等については、広告主自らが発注し、費用の全てを負担するものとする。

2 広告の維持管理の作業は、広告主が市及び指定管理者と協議し、施設の運営等に支障をきたさないように実施すること。

3 広告主は広告の設置が完了した時は、市及び指定管理者の確認を受けること。なお、市より是正の指示があった場合には、速やかに対応すること。

4 広告主は表示期間中、十分な強度が確保できる素材を使用し、はずれや剥がれがないよう確実に壁面等に設置するとともに、競技施設としての安全性を確保しなければならない。

5 広告を設置する施設が屋外にある場合、広告主は風雨等により施設が劣化、破損しないような仕様及び取り付け方法により、広告を表示しなければならない。

6 広告の表示に対し、競技運営等に著しい支障があると市が判断したときは、広告の表示を一時停止できる。この際、広告主に損害が生じた場合でも市又は競技運営主催者は責任を負わない。

7 広告の設置に対し、施設の利用に著しい支障をきたす場合や、危険性、緊急性があると市が判断した場合には、市は修繕や一時的な撤去等の措置ができる。この措置により、広告主に損害が生じた場合であっても、市は責任を負わない。また、その修繕や一時的な撤去にかかった費用については、市が広告主に請求できるものとする。

8 前項の規定により、一時的に撤去した広告については、広告主の責任で修復しなければならない。

(広告内容等の修正)

第8条 市は、広告の内容、デザイン等が各種法令基準や各種競技仕様等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第9条 広告の内容等を変更する場合、広告主は事前に市に協議したうえで、会津総合運動公園広告変更申込書を市に提出しなければならない。

(広告の許可の取消し)

第10条 市は、次の各号に該当するときは、広告の許可を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
 - (2) 第8条の規定による、広告修正を広告主が行わないとき。
 - (3) 広告の内容、デザイン等が各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあるときで、第8条の規定によっても解消できないとき。
 - (4) その他、広告の許可を継続することが適切でないと判断したとき。
- 2 前項の規定により広告表示の取り消しがなされたときは、広告主は速やかに当該広告を撤去しなければならない。
 - 3 前項の規定によっても広告主が広告を撤去しないときは、市が広告主に代わって撤去及び原状回復の措置をすることができる。また、その費用については広告主に請求できるものとする。
 - 4 広告の許可の取り消しをするときは、その旨及びその理由を記載した書面を市は、申込者に通知するものとする。

(広告の取り下げ、撤去及び原状回復)

第11条 広告主は自己の都合により、広告の表示を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告を取り下げるときは、会津総合運動公園広告取り下げ届を市に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により広告を取り下げた場合、納付済みの広告料は返還しないものとする。
- 4 広告主は、広告を取り下げにあたり、広告の撤去及び施設の原状回復をしなければならない。なお、撤去及び原状回復は、広告主自らが発注し、費用の全てを負担するものとする。
- 5 広告の撤去及び原状回復は、許可期間内に行うこと。
- 6 広告主は、撤去及び原状回復が完了したら、市及び指定管理者の確認を受けること。なお、市より是正の指示があった場合には、速やかに対応すること。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 3 広告主は、設置した広告を起因とした事故等が発生した場合、または第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主がその責を負うものとし、損害賠償等を含め、誠実に対処しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

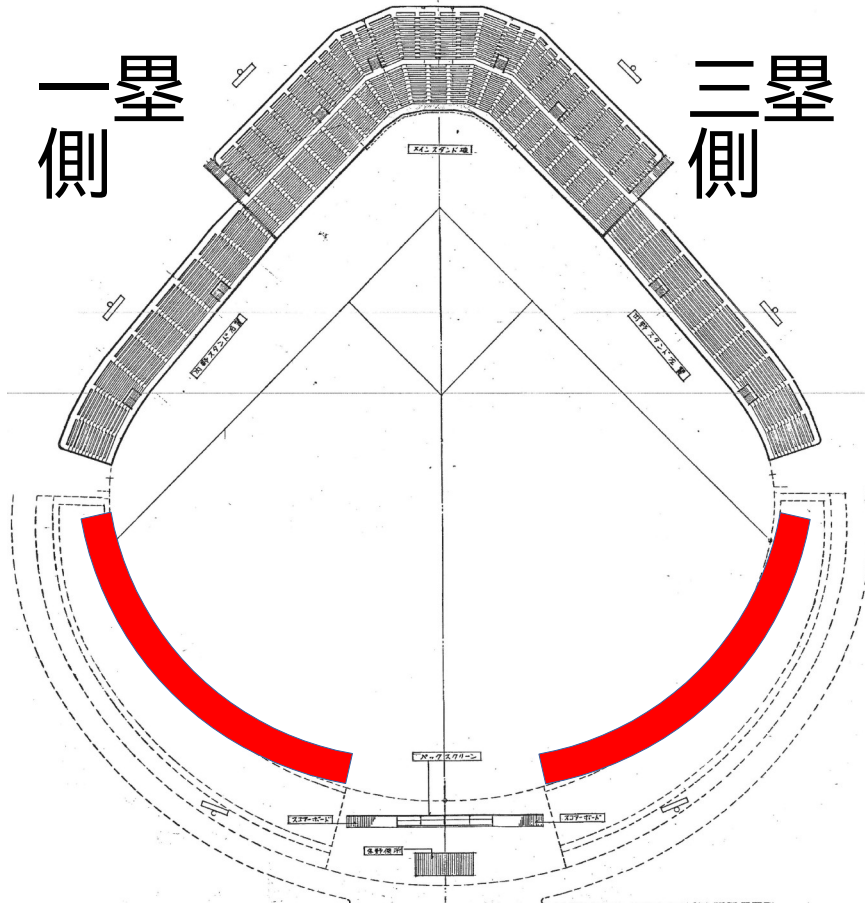
附 則

この要領は、令和4年12月15日から施行する。

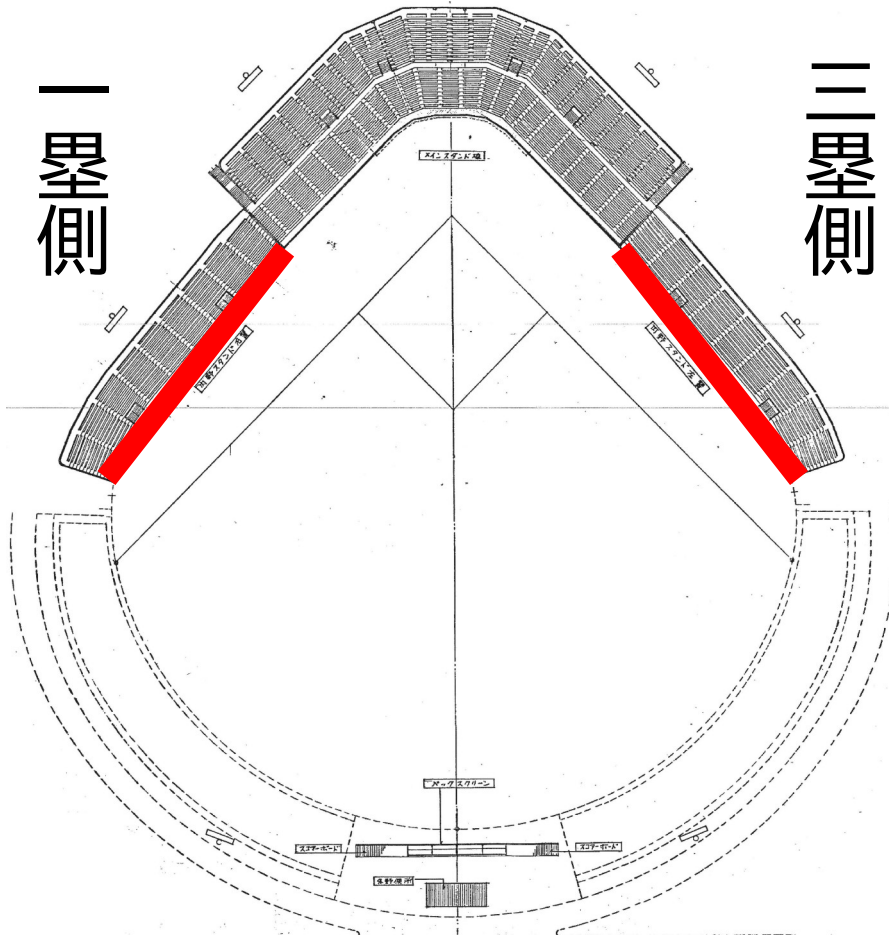
附 則 (令和5年8月30日 一部改正)

この要領は、決裁の日から施行する。

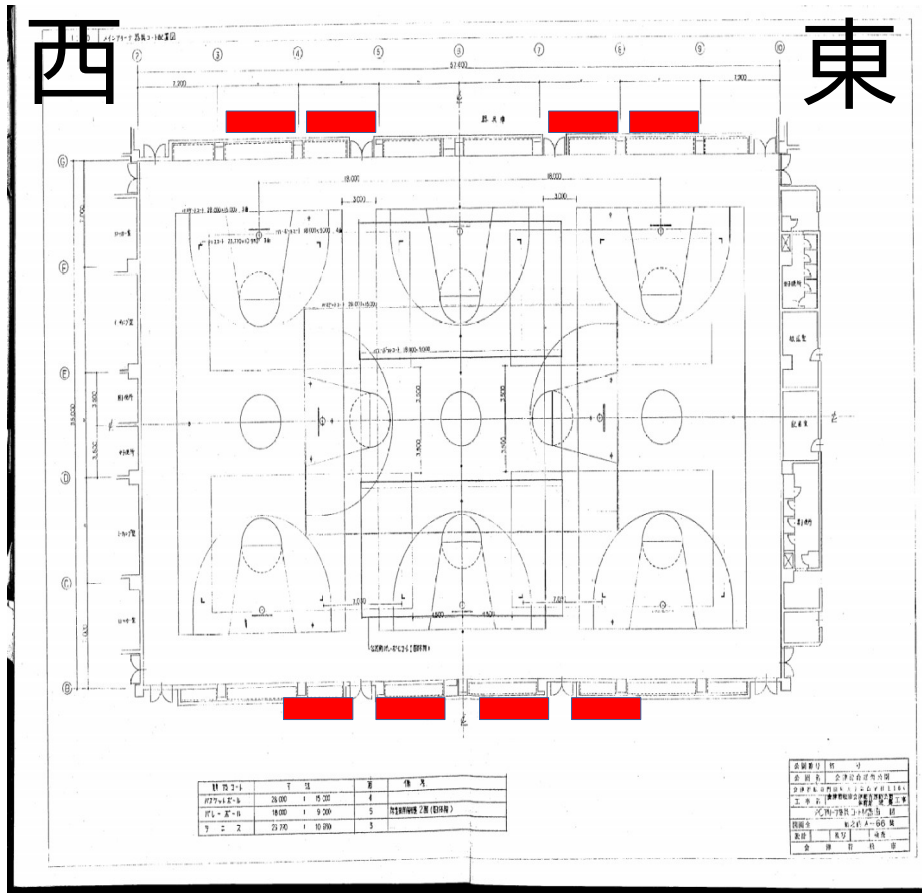
(図面：球場外野ラバーフェンス 7 m、高さ0.9 m、面積6.3㎡、20区画)



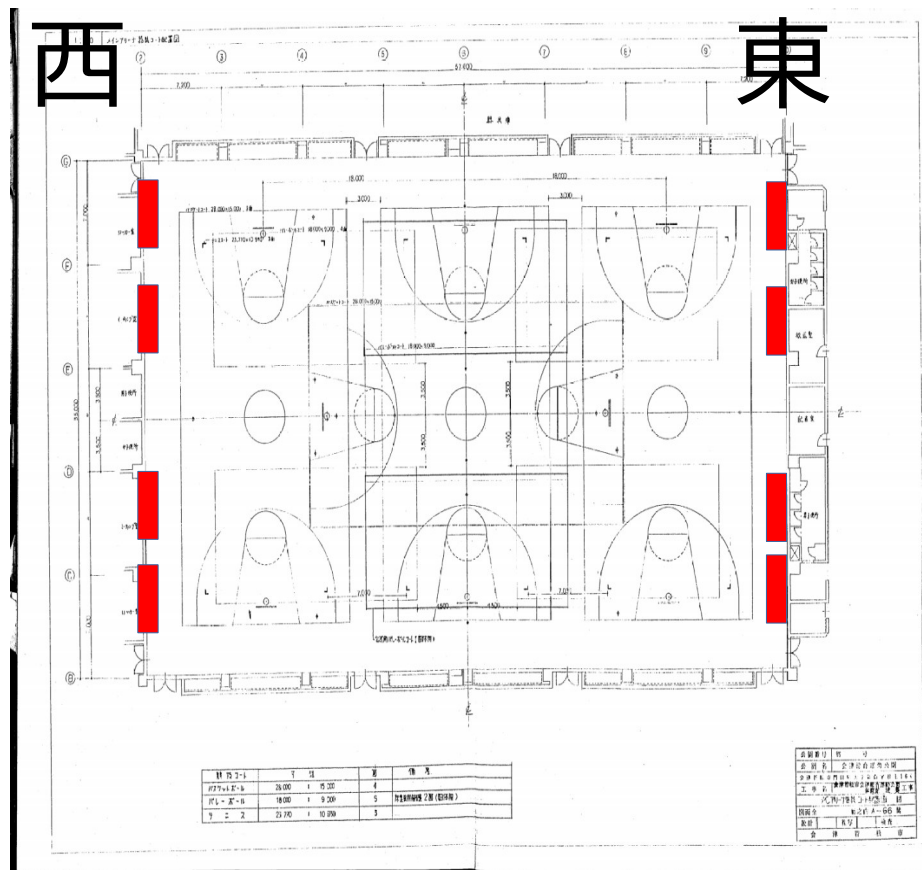
(図面：球場内野ラバーフェンス 幅4 m、高さ2 m、面積8㎡、20区画)



(図面：体育館メインアリーナ3階南北壁面 幅5m、高さ2m、面積10㎡、8区画)



(図面：体育館メインアリーナ3階東西壁面 幅5m、高さ1.5m、面積7.5㎡、8区画)



(図面：陸上競技場北側外周観客フェンス 幅3 m、高さ0.7 m、面積2.1㎡、20区画)

